

広島県告示第四百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
株式会社誠和	居宅介護支援事業所きららラポール・尾道	平成二〇年三月一日
尾道市新浜一丁目九番二二号	尾道市新浜一丁目九番二二号第一堀田ビル二階	
有会社高村工 作所	白ゆり居宅介護支援事業所	平成二〇年三月一日
福山市神辺町川北九七六番地の三	福山市神辺町川北九七六番地の三	
株式会社ニころ	こころ居宅介護支援事業所	平成二〇年三月一日
福山市今津町四丁目一番二九号	府中市須町寺迫二三七番二号	